

書換制度の概要

平成 8 年の商標法改正により導入された指定商品の書換制度の概要を示すと以下のとおりである。

書換に関する規定は、現行法制定時の商標法附則（いわゆる原始附則）第 2 条から第 30 条までの全 29 カ条からなっている。

1．書換の対象となる商品区分

書換の対象となる旧商品区分は次のとおりである。

- ・ 明治 32 年法「商品ノ類別」
- ・ 明治 42 年法「商品ノ類別」
- ・ 大正 10 年法「商品ノ類別」
- ・ 昭和 34 年法「商品の区分」

2．書換登録を受けなければならない商標権の範囲及び書換登録申請の受付開始日

書換登録を受けなければならない商標権の範囲及び書換登録申請の受付開始日については、書換登録申請及びその審査の状況を勘案して、特許庁長官が指定することとなっている（附則第 2 条第 2 項）。

これを受けて、特許庁長官は平成 9 年 9 月 4 日付特許庁告示第 4 号、平成 10 年 9 月 16 日付特許庁告示第 3 号、平成 11 年 10 月 13 日付特許庁告示第 5 号をもって、明治 32 年法及び明治 42 年法に基づいて商標登録出願された商標権については平成 10 年 4 月 1 日から、大正 10 年法のものについては平成 11 年 4 月 1 日から、昭和 34 年法のものについては平成 12 年 4 月 1 日から、それぞれ、書類登録申請の受付を開始する旨を指定したところである。

3．指定商品の書換制度の概要

（ 1 ） 商標権者による書換の義務

平成 4 年 3 月 31 日までにされた商標登録出願に係る商標権を有する商標権者は、申請により、書換登録申請時の商品及び役務の区分に従って、その商標権の指定商品の書換登録を受けなければならない（附則第 2 条第 1 項）。

（ 2 ） 書換登録申請手続

a．書換登録申請期間

書換登録申請は、受付開始日から起算して 6 月に達する日以後最初に到来する商標権

の存続期間満了日から起算して前6月から存続期間満了日後1年までの間にしなければならない(附則第3条第2項)。

b. 書換登録申請書の記載事項

書換登録申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない(附則第3条第1項、施行規則第20条第1項)。

- ・申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・商標登録の登録番号
- ・書換登録を受けようとする指定商品並びに附則第2条第1項に規定する商品及び役務の区分

c. 使用権者又は質権者の承諾

書換登録申請をする者は、使用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾が必要であり、承諾書は書換登録申請書に添付して特許庁長官に提出しなければならない(附則第4条第2項、施行規則第20条第2項)。

(3) 書換登録申請の審査

a. 拒絶理由通知

審査官は、書換登録申請が次のいずれかに該当するときは、書換登録申請をした者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない(附則第7条)。

- ・その申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えているとき
- ・その申請書の提出の日に効力を有する商品及び役務の区分に従っていないとき
- ・その申請をした者が当該商標権者でないとき

b. 拒絶査定・登録査定

審査官は、書換登録申請が拒絶の理由に該当するときは、その申請について拒絶査定をし、書換登録申請について拒絶の理由を発見しないときは、書換登録査定をしなければならない(附則第6条・第8条)。

(4) 手続の補正

書換登録申請その他書換登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる(附則第24条)。

この場合の補正は、当該商標権の指定商品の範囲内であれば、書換登録申請書に記載した指定商品を拡張することも許容される。

(5) 書換登録

書換は、登録により効力を生じ、書換登録申請書に記載されなかった指定商品に係る商標権は、登録の時に消滅する(附則第12条第1項・3項)。

書換登録があったときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない（附則第12条第2項・4項）。

- ・申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・商標登録の登録番号
- ・書換登録前の指定商品及び商品区分
- ・書換登録後の指定商品並びに商品及び役務の区分
- ・商標登録出願の年月日
- ・書換登録の年月日
- ・上記に掲げるもののほか、必要な事項

（6） 書換に係る審判

a．拒絶査定に対する審判

書換登録申請について拒絶査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があった日から30日以内に審判を請求することができる（附則第13条）。

b．書換登録の無効の審判

書換登録が次のいずれかに該当するときは、その書換登録を無効にすることについて審判を請求することができる（附則第14条第1項）。この場合において、書換登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる（同項後段）。書換登録の日から5年を経過した後は、この審判を請求することができない（附則第14条第2項）。

- ・その書換登録が申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えてされたとき
- ・その書換登録が当該商標権者でない者の申請に対してされたとき

（7） 商標権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、当該商標権は、次に到来する存続期間満了の日に消滅する（附則第11条）。

- ・書換登録申請期間内にその申請をしなかった場合
- ・拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合
- ・書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合
- ・書換登録の申請が却下された場合

（8） 手数料

書換登録の申請料は無料である。ただし、拒絶査定に対する審判の請求料及び書換登録の無効の審判の請求料は必要となる。

なお、書面による申請の場合には、電子化手数料が別途必要となる。

(9) その他

審決等に対する訴え(附則第 22 条)、書換に関する規定の防護標章への準用(附則第 23 条)、罰則の適用(附則第 28 ~ 30 条)等の規定がある。